

燃ゆる感動かごしま国体出水市実行委員会
協賛取扱要項

1 趣 旨

この要項は、本市で開催する、特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」の開催方針に賛同し、法人、団体及び個人から協賛の申し出があった場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 協賛の内容

- (1) 協賛の受け入れは、原則として大会等の広報啓発、歓迎装飾及び大会運営に要する諸物品とする。
- (2) 協賛者が資金による協賛を申し入れたときは、その資金を大会等の広報啓発、歓迎装飾及び大会運営に要する諸物品に充てるものとする。
- (3) 第1号に規定する物品及び第2号に規定する資金による協賛以外の場合については、燃ゆる感動かごしま国体出水市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認めた場合受け入れるものとする。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、実行委員会において受け入れる。
- (2) 協賛の申し込みは、協賛申込書（第1号様式）により行うものとする。
- (3) 協賛品等を受入れた場合は、協賛品受領書（第2号様式）を発行する。
- (4) 協賛品等の搬入、据付、撤去等に要する費用は協賛者の負担とする。

4 協賛として取り扱わないもの

- (1) 国体等の趣旨に反するもの。
- (2) 法令等に違反するもの、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるもの。
- (3) 政治活動、宗教活動等に関わるものであると認められるもの。
- (4) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの。
- (5) その他実行委員会が適当でないと認めるもの。

5 協賛の表示

- (1) 協賛品には、協賛者の意向に応じ、協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛品に直接表示することが不適当な場合は、その他の方法により表示するものとする。
- (2) 前号の規定により表示する場合は、文字の大きさ等の表示方法及び表示箇所等

については、実行委員会と協議し決定する。また、協賛者の広告宣伝が必要以上に強調されないよう表示するものとする。ただし、既存の製品提供の場合を除く。

6 協賛への謝意

協賛品の提供を受けたときは、協賛者に対し礼状の送付等により感謝の意を表するとともに、広報媒体等にその旨を記載するなど周知を図るものとする。

7 協賛の受け入れ期間

協賛の受け入れ期間は、平成30年10月末から令和5年9月末までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに関し必要な事項は別に定める。